第１号様式

令和８年３月１１日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

１．調達内容

（１）調達番号：微００３

（２）調達件名及び数量：MGI Tech Japan社『DNBSEQ-G400RS』ブロンズ保守プラン　外1件

内訳　1.　『DNBSEQ-G400RS』ブロンズ保守プラン　一式

2.　『MGISP-960RS』ブロンズ保守プラン　一式

（３）請負期間　：令和８年４月１日から令和９年３月３１日

（４）保守の場所：国立大学法人大阪大学微生物病研究所 感染症共同実験施設1 階

国立大学法人大阪大学微生物病研究所 南館1 階

２．見積参加資格

（１）国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

（２）本学と取引実績のある者であること。

３．見積書の提出場所等

（１）見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先

〒５６５－０８７１　大阪府吹田市山田丘３－１

国立大学法人大阪大学　微生物病研究所会計係

電話　０６－６８７９－８２７１

（２）仕様書の入手方法

本公告の日から上記３（１）の交付場所にて交付します。

（３）国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法

本公告の日から上記３（１）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。

（４）見積書提出期限

令和８年３月１９日１７時００分

４．その他

（１）契約保証金　　免除

（２）契約書作成の要否　　要

（３）その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

第２号様式

見　　積　　書

調達番号：微００３

調達件名：MGI Tech Japan社『DNBSEQ-G400RS』ブロンズ保守プラン　外1件
内訳　1.『DNBSEQ-G400RS』ブロンズ保守プラン　一式
2.『MGISP-960RS』ブロンズ保守プラン　一式

見　積　金　額　　金　　円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和　　年　　月　　日

国立大学法人大阪大学　殿

住　　所
会 社 名
氏　　名　　[印]
電話番号

１ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
２ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
３ 本学が見積公告【２．見積参加資格（１）（２）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請　負　契　約　書

請負の表示　:MGI Tech Japan 社『DNBSEQ-G400RS』ブロンズ保守プラン　外１件
内訳　1.『DNBSEQ-G400RS』ブロンズ保守プラン　一式
2.『MGISP-960RS』ブロンズ保守プラン　一式

請負代金額　金　　円也（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

上記の消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人大阪大学微生物病研究所　所長　飯田　哲也と受注者　受注者　　との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第１条　受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
第２条　受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
第３条　業務は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所において、これをするものとする。
第４条　契約期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。
第５条　保守完了報告書は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に提出するものとする。
第６条　請負代金は、請負期間の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
第７条　請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に送付すべきものとする。
第８条　契約保証金は免除する。
第９条　受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。
第 10 条　この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
第 11 条　この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
第 12 条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

令和８年　　月　　日

発注者
大阪府吹田市山田丘３番１号
国立大学法人大阪大学微生物病研究所
所長　飯田　哲也

受注者